

2025 年 8 月 1 日

株式会社日本政策金融公庫

**「令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に関する特別相談窓口」の設置について
(北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、静岡県及び三重県内の全支店に設置)**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、7月31日付で、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、静岡県及び三重県内の全支店に、「令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に関する特別相談窓口」を設置しました。

日本公庫は、このたびの令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波の影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります（参考1及び2）。

＜事業者の皆様のお問い合わせ先＞

北海道	札幌支店	国民生活事業	TEL：0570-000202 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL：011-251-1261
		中小企業事業	TEL：011-281-5221
	札幌北支店	国民生活事業	TEL：0570-000230 (ナビダイヤル)
	函館支店	国民生活事業	TEL：0570-001009 (ナビダイヤル)
		中小企業事業	TEL：0138-23-7175
	小樽支店	国民生活事業	TEL：0570-002986 (ナビダイヤル)
	旭川支店	国民生活事業	TEL：0570-000266 (ナビダイヤル)
		中小企業事業	TEL：0166-24-4161
	室蘭支店	国民生活事業	TEL：0570-002540 (ナビダイヤル)
	釧路支店	国民生活事業	TEL：0570-002172 (ナビダイヤル)
		中小企業事業	TEL：0154-43-2541
青森県	青森支店	国民生活事業	TEL：0570-003521 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL：017-777-4211
		中小企業事業	TEL：017-734-2511
	弘前支店	国民生活事業	TEL：0570-004375 (ナビダイヤル)
	八戸支店	国民生活事業	TEL：0570-003753 (ナビダイヤル)
岩手県	盛岡支店	国民生活事業	TEL：0570-004730 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL：019-653-5121
		中小企業事業	TEL：019-623-6125
	一関支店	国民生活事業	TEL：0570-004802 (ナビダイヤル)
宮城県	仙台支店	国民生活第一事業	TEL：0570-005843 (ナビダイヤル)
		国民生活第二事業	TEL：0570-005864 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL：022-221-2331
		中小企業事業	TEL：022-223-8141
	石巻支店	国民生活事業	TEL：0570-006709 (ナビダイヤル)

福島県	福島支店	国民生活事業	TEL : 0570-008503 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL : 024-521-3328
		中小企業事業	TEL : 024-522-9241
	会津若松支店	国民生活事業	TEL : 0570-009386 (ナビダイヤル)
	郡山支店	国民生活事業	TEL : 0570-009629 (ナビダイヤル)
	いわき支店	国民生活事業	TEL : 0570-008545 (ナビダイヤル)
静岡県	静岡支店	国民生活事業	TEL : 0570-049824 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL : 054-205-6070
		中小企業事業	TEL : 054-254-3631
	浜松支店	国民生活事業	TEL : 0570-049890 (ナビダイヤル)
		中小企業事業	TEL : 053-453-1611
	沼津支店	国民生活事業	TEL : 0570-050737 (ナビダイヤル)
三重県	津支店	国民生活事業	TEL : 0570-057829 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL : 059-229-5750
		中小企業事業	TEL : 059-227-0251
	四日市支店	国民生活事業	TEL : 0570-057864 (ナビダイヤル)
	伊勢支店	国民生活事業	TEL : 0570-058002 (ナビダイヤル)

主な融資制度

1 中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	経営環境変化対応資金	
融 資 限 度 額	4 千 8 百万円	7 億 2 千万円
融資期間（うち据置期間）	設備資金 1 5 年以内（3 年以内） 運転資金 8 年以内（3 年以内）	

（注 1）経営環境変化対応資金の他、このたびの災害により事業用資産に直接被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さま等を対象に、「災害復旧貸付」の取扱いを開始しています（国民生活事業及び中小企業事業）。

（注 2）このたびの災害により住居に被害を受け、市町村等からり災証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特例措置を実施しています（国民生活事業）。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

2 農林漁業者向け

	農林水産事業	
適用できる制度	農林漁業施設資金 （災害復旧施設）	農林漁業セーフティネット資金 （災害）
資金の使いみち （※ 1）	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
融 資 限 度 額	負担額の 8 0 % 又は 1 施設あたり 3 0 0 万円（特認 1 施設あたり 6 0 0 万円（※ 2））のいずれか低い額	（一般） 6 0 0 万円 （特認（※ 3））年間経営費等の 6 / 1 2 以内
融資期間（うち据置期間）	1 5 年以内（3 年以内）	1 5 年以内（3 年以内）

（※ 1）災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行するり災証明書等が必要となります。

（※ 2）融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

（※ 3）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。